

4 税の減免



4 税の減免

住民税（市・県民税）

窓口 市民税課

電話番号：224-5640

本人、または同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、所得金額から次の控除額を差し引くことができます。

また、同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者に該当し同居する場合は、障害者控除額に23万円が加算されます。

（対 象）

要 件		控除額
特別障害者	身体障害者手帳 1・2 級	30万円
	療育手帳④・A	
	精神障害者保健福祉手帳 1 級	
その他障害者	身体障害者手帳 3～6 級	26万円
	療育手帳 B・C	
	精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	
障害者本人の前年の所得が135万円以下の場合は非課税となります。		

○所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える方で、本人、または同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者に該当する場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合、給与等の収入金額（給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額が給与所得から控除されます。

*** 年末調整で申告済みの方は新たな手続きは必要ありません。**

所
得
税

○障害者控除

本人、または同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、所得金額から次の控除額を差し引くことができます。

また、同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者に該当し同居する場合は、障害者控除額に３５万円が加算されます。

(対 象)

	要 件	控除額
特別障害者	身体障害者手帳１・２級 療育手帳①・Ａ 精神障害者保健福祉手帳１級	４０万円
その他障害者	身体障害者手帳３～６級 療育手帳Ｂ・Ｃ 精神障害者保健福祉手帳２・３級	２７万円

○所得金額調整控除

住民税の所得金額調整控除の内容と同じ

(窓 口) 税務署および勤務先

(問い合わせ先)

川越税務署

川越市並木 452-2

電話番号：049-235-9411

贈
与
税

以下の障害者が、特定障害者扶養信託契約に基づく、信託受益権の贈与を受けた場合、「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して納税地の所轄税務署長に提出することにより、6,000万円を限度として贈与税が非課税になります。

(対 象)

①身体障害者手帳１・２級の交付を受けている方

②療育手帳①・Ａの交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方

④特別障害者以外の一定の要件に当てはまる、精神に障害がある方（3,000万円上限）

(窓 口)

信託銀行等

自動車税

以下の条件に該当する障害者または、その障害者と生計を一にする者が所有する自動車で、専ら障害者の通院、通学、通所又は生業に使用される自動車について、自動車税が減免になります。なお、手帳申請中の場合についても、減免の仮申請をすることができます。

(対象)

障害区分		障害の等級
視覚		1 級～3 級、4 級の 1（4 級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
聴覚		2 級、3 級
平衡機能		3 級
音声又は言語機能		3 級（喉頭摘出の場合のみ）
上肢		1 級、2 級
下肢		1 級～6 級
体幹		1 級～3 級、5 級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢	1 級、2 級
	下肢	1 級～6 級
心臓		1 級、3 級
じん臓		
呼吸器		
ぼうこう又は直腸		
小腸		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1 級～3 級
肝臓		1 級～3 級
療育手帳		㊤・A
精神障害者保健福祉手帳		1 級（自立支援医療受給者証等により、通院の事実が確認できる者に限る）
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

(窓口)

埼玉県自動車税事務所 課税第2担当

さいたま市大宮区下町 3-8-3

電話番号：048-658-0227

FAX 番号：048-643-0295

埼玉県自動車税事務所 所沢支所

所沢市牛沼 690-1

電話番号：04-2998-1321

FAX 番号：04-2991-1009

川越県税事務所

川越市新宿町 1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟 3 階）

電話番号：049-242-1801

FAX 番号：049-242-9624

<p>軽自動車税</p> <p>窓口 市民税課</p> <p>電話 224-5637</p>	<p>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方で、一定の条件に該当する方は、障害者本人または障害者と生計を一にする方が所有する軽自動車ですら障害者のために使用されるものの軽自動車税が減免になります。</p> <p>(対象) 自動車税の対象者と同じ</p> <p>(申請期限) 納期限まで</p> <p>＊申請方法等について、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>＊障害者1人に対し自動車又は軽自動車1台に限ります。</p>										
<p>相続税</p>	<p>以下の障害者が、相続または遺贈により財産を取得した場合、次の控除額を差し引くことができます。</p> <p>(対象)</p> <table border="1" data-bbox="727 680 1431 1023"> <thead> <tr> <th colspan="2">対 象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特別障害者</td><td>身体障害者手帳1・2級</td></tr> <tr> <td>療育手帳④・A</td></tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳1級</td></tr> <tr> <td rowspan="3">その他障害者</td><td>身体障害者手帳3～6級</td></tr> <tr> <td>療育手帳B・C</td></tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳2・3級</td></tr> </tbody> </table> <p>(控除額) ①特別障害者：障害者が85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除</p> <p>②その他障害者：障害者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除</p> <p>(窓口) 川越税務署</p> <p>川越市並木 452-2</p> <p>電話番号：049-235-9411</p>	対 象		特別障害者	身体障害者手帳1・2級	療育手帳④・A	精神障害者保健福祉手帳1級	その他障害者	身体障害者手帳3～6級	療育手帳B・C	精神障害者保健福祉手帳2・3級
対 象											
特別障害者	身体障害者手帳1・2級										
	療育手帳④・A										
	精神障害者保健福祉手帳1級										
その他障害者	身体障害者手帳3～6級										
	療育手帳B・C										
	精神障害者保健福祉手帳2・3級										

居住改修住宅に係る固定資産税

窓口 資産税課

電話番号：224-5684

高齢者、障害者等が居住する新築された日から10年以上を経過した住宅については、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、その住宅に係る翌年度分の固定資産税（100㎡までを限度）を3分の1減額します。

（住宅条件） ①新築された日から10年以上が経過した住宅（貸家を除く）であること

②平成28年4月1日から令和13年3月31日までの間に、自己負担額が1戸当たり50万円超のバリアフリー改修工事が行われたものであること

※補助金や介護保険からの給付金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額が算定されます。

③下記に示すいずれかの工事であること（工事要件）

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取替え
- ・床表面の滑り止め化

④下記のいずれかの方が居住していること（居住要件）

- ・65歳以上の方
- ・介護保険において、要介護または要支援認定を受けている方
- ・障害者の方（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの交付を受けている方）

⑤改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること（床面積要件）

（手続き） 必要書類をご用意いただいた後、現地確認をさせていただきます。その際に必要書類を担当者にご提出ください。

【必要書類】

- 高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額申告書
- 納税義務者の住民票の写し（川越市内の方は省略可能）
- 上記居住要件のそれぞれの区分に応じた書類
 - ・要介護または要支援認定者…介護保険の被保険者証の写し
 - ・障害者…障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の写し
- 改修工事に係る明細書の写し（見積書や請求書など当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの）
- 領収書の写し（改修工事費用の支払いを確認することができるもの）
- 改修工事箇所の写真
- 住宅改修補助金交付及び介護保険給付金の決定（確定）通知書等の写し

	<p>※なお、バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置は、耐震改修の減額措置及び改修により長期優良住宅となった家屋の省エネ改修の減額措置と併用することができません。また、この減額措置の適用は1戸につき1回限りとなります。</p> <p>(申請期間) 改修工事完了後、原則として3ヶ月以内</p>
利子の非課税	<p>少額貯蓄非課税制度により、預貯金等の利子が非課税になります。対象となる方は以下のとおりです。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。</p> <p>(対象) ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④上記のほか、障害基礎年金、特別障害者手当等を受給している方</p> <p>(限度額) 元本350万円まで</p> <p>(窓口) 各金融機関</p>
補装具等の消費税	<p>身体障害者が使用する補装具や日常生活用具等（自動車の改造でも対象となるものあり）で消費税が非課税になるものがあります。詳しくは税務署に直接お問い合わせください。</p> <p>(窓口) 川越税務署 川越市並木 452-2 電話番号：049-235-9411</p>
個人事業税	<p>両眼の視力が0.06以下の視覚障害者が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合は事業税が非課税になります。</p> <p>(窓口) 川越県税事務所 川越市新宿町 1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟3階） 電話番号：049-242-1801 FAX番号：049-242-9624</p>

